

○藤枝市土地利用事業の適正化に関する指導要綱運用

平成 8 年藤枝市訓令第 3 号

全部改正：平成 11 年藤枝市訓令第 25 号

藤枝市土地利用事業の適正化に関する指導要綱運用（平成 8 年藤枝市訓令第 3 号）の全部を改正する。

第 1 用語の意義

(1) 委員会案件

承認申請のあった土地利用事業のうち、施行区域の面積が 20,000 平方メートル以上のもの又は委員会による審議が適当であると委員長が認めたものをいう。

(2) 幹事会案件

承認申請のあった土地利用事業のうち、施行区域の面積が 5,000 平方メートル以上のものであって、(1)に掲げるもの以外のものをいう。

(3) 幹事会特定案件

承認申請のあった土地利用事業のうち、(1)及び(2)に掲げるもの以外のものをいう。

第 2 審査の方法

(1) 委員会案件

指示事項及び承認に係る審査とも集合審査とする。

(2) 幹事会案件

原則として、指示事項及び承認に係る審査とも書面、データの受渡し等により行うものとする。ただし、集合審査による審議が適当であると幹事長が認めたものは集合審査とする。

(3) 幹事会特定案件

指示事項及び承認に係る審査とも書面、データの受渡し等により行うものとする。

第 3 要綱第 6 条関係

(1) 承認申請書の受付から承認までの書類の流れは次の順序で行うものとする。

	審査等段階	説明
1	土地利用計画事前相談	場所：都市政策課及び関係各課 期日：随時
2	土地利用計画承認申請書仮受付	書類提出部数：1部 場所：都市政策課窓口 期日：委員会及び幹事会の審査を受けようとする月の前月 20 日締切。た

		だし、20日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。
3	委員会及び幹事会への提案並びに関係部課かいの職員の出席依頼	補正、提出部数等指示
4	土地利用計画承認申請書受付	場所：都市政策課窓口 期日：毎月10日正午締切。ただし、10日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。
5	関係各課へ土地利用計画承認申請書（副）配布	期日：毎月10日。ただし、10日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。
6	現地調査	期日：毎月15日。ただし、15日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。
7	関係各課の土地利用計画・指示事項意見書（第1号様式）集約	期日：現地調査の日から3日以内。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。
8	委員会及び幹事会で指示事項審議	期日：委員会は必要に応じ開催する。集合審査による審議を行う幹事会は毎月21日に開催する。ただし、21日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。
9	土地利用計画指示事項通知書交付伺いの起案	集合審査を経たものは不要
10	土地利用計画指示事項通知書（第2号様式）交付	土地利用計画指示事項通知書により関係各課と協議し、土地利用計画指示事項回答書（第3号様式）をまとめる。
11	土地利用計画指示事項回答書受付	場所：都市政策課窓口 期日：集合審査の対象となる案件は、毎月15日締切。ただし、15日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。幹事会特定案件は、随時受け付ける。
12	関係各課へ土地利用計画指示事項回答書配布	受付後遅滞なく配布する。併せて、各課に回答内容及び土地利用事業・再指示事項意見書（第4号様式）の確認を求める。
13	委員会及び幹事会で承認の審議	幹事会特定案件の審査結果は、回答書受領後3日以内に電子メールで事務局へ送付する。
14	土地利用計画承認通知書交付伺いの起案	集合審査を経たものは不要
15	土地利用計画承認通知書（第5号様式）交付	
16	土地利用計画承認通知書交付の報告の起案	

(2) (1)にかかる書類の専決区分は次のとおりとする。

審査区分	指示事項意見書送付伺い	指示事項通知書交付伺い	承認通知書交付伺い	承認通知書交付報告
委員会案件	部長			市長、委員及び幹事 (委員及び幹事は電子メールによる)
幹事会案件	課長			市長及び幹事 (幹事は電子メールによる)
幹事会特定案件	課長	都市政策課長	都市政策課長	市長及び幹事 (幹事は電子メールによる)

第4 要綱第10条及び土地利用事業計画書作成要領第3の23関係

事前協議の申出書の受付から同意まで及び住民等との協議経過報告書の書類の流れは第3に準ずるものとする。

第5 要綱第11条関係

要綱第11条第1項及び第3項に定める届出書類の専決は都市政策課長が行う。

第6 要綱第12条関係

(1) 変更承認申請書の受付から承認までの書類の流れは次の順序で行うものとする。

	審査等段階	説明
1	変更計画事前協議	場所：都市政策課及び関係各課 期日：随時
2	変更承認申請書受付	書類提出部数：都市政策課の指示による 場所：都市政策課窓口 期日：随時
3	土地利用計画変更承認通知書交付伺いの起案	各課に変更土地利用計画・指示事項（第6号様式）の確認を求める。指示事項が無ければ、4～7を省略する。
4	変更土地利用計画指示事項通知書交付伺いの起案	集合審査を経たものは不要
5	変更土地利用計画指示事項通知書（第7号様式）交付	変更土地利用指示事項通知書により関係各課と協議し、変更土地利用計画指示事項回答書（第8号様式）をまとめる。
6	変更土地利用計画指示事項回答書受付	場所：都市政策課窓口 期日：随時
7	土地利用計画変更承認通知書交付伺いの起案	
8	土地利用計画変更承認通知書（第9号様式）交付	

(2) (1)にかかる書類の専決は、委員会案件にあっては副市長、幹事会案件にあっては都市建設部長、幹事会特定案件にあっては都市政策課長が行う。

第7 要綱第13条関係

要綱第13条各号に定める届出書類の専決は都市政策課長が行う。

第8 要綱第13条、第19条及び第20条関係

(1) 工事完了届から検査済証(第13号様式)発行までの書類の流れは次の順序で行うものとする。

	審査等段階	説明
1	工事完了届受付	書類提出部数：都市政策課の指示による 場所：都市政策課 期日：随時
2	工事完了検査	期日：都市政策課長が指定した日
3	関係各課の土地利用計画・工事完了検査結果報告書(第10号様式)集約	各課の都市政策課への提出期限は、完了検査の日から3日以内とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日のときは、直近の市役所の開庁日とする。
4	土地利用計画工事完了検査結果通知書(第11号様式)交付	工事完了検査結果通知書により付された手直し事項等を解決し、手直工事完了報告書(第12号様式)をまとめる。
5	手直工事完了報告書の受付	場所：都市政策課窓口 部数：手直し等を指示した課の数
6	手直工事等の完了確認	関係各課に手直し等の完了確認を求める。
7	土地利用計画工事の検査済証交付伺いの起案	
8	土地利用計画工事の検査済証通知(第13号様式)交付	

(2) (1)にかかる書類の専決区分は次のとおりとする。

審査区分	工事完了検査結果報告(第10号様式)	工事完了検査結果通知(第11号様式)	検査済証(第13号様式)
委員会案件	部長	副市長	副市長
幹事会案件	課長	都市建設部長	都市建設部長
幹事会特定案件	課長	都市政策課長	都市政策課長

第9 一般基準6関係

公共施設等検査願の受付から検査完了までの事務の流れは第8に準ずるものとする。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日藤枝市訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

※次の指示事項意見書を 月 日までに都市政策課土地対策係に提出願います。

土地利用計画・指示事項意見書

土地利用対策委員会事務局（都市政策課）御中

課

委員 確認 欄	部長	課長

下記案件について指示事項・意見書を次のとおり提出します。

記

申 請 者	
事業の種別・名称	

指示 事項 及び 意見 欄	1 特になし 2 次のとおり

工事完了検査立会の要否	要	否
-------------	---	---

藤都承第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

土地利用計画指示事項（再指示事項）通知書

藤枝市土地利用対策委員会において審議の結果、下記の指示事項（再指示事項）がありましたので通知します。なお、下記事項について解決又は協議すべき者との協議等が成立した場合には、土地利用計画指示事項回答書を提出してください。

開発区域の位置	
事業の種別・名称	

記

(注) この通知の日から3年以内に回答書を提出してください。3年を過ぎますとこの通知は失効します。

土地利用計画指示事項（再指示事項）回答書

年 月 日

藤枝市長 様

住 所
申請者
氏名又は名称

(電話番号:)

年 月 日付け藤都承第 号の指示事項（再指示事項）について、次のとおり回答いたします。

指 示 番 号	指 示 担 当 課	指 示 事 項 の 内 容	協 議 内 容	協議事項に対する事業者の措置内容	協議年月日及び協議担当者氏名

(注) 協議の結果、当初計画に変更がある場合は、変更内容がわかる図面等添付すること。

第4号様式

土地利用計画・再指示事項意見書

再指示がある場合、下記に記入願います。

申請者		
事業の種別・名称		
課名	再指示事項及び意見	サイン

土地利用計画承認通知書

藤都承第 号	
年 月 日	
様	
藤枝市長 印	
<p>年 月 日付けで申請があった土地利用計画については、藤枝市土地利用対策委員会で審議した結果、下記のとおり承認したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
事業の種別・名称	
施行場所	藤枝市
施行面積	m ²
承認に付した条件	<p>(1) 土地利用計画承認申請書及び指示回答書の内容は、遵守し、履行すること。</p> <p>(2) 法令等に基づく許認可等の手続きがある場合は、工事着手前に実行すること。</p> <p>(3) 工事着手に当たっては、あらかじめ着手届に工事工程表を添付して提出すること。なお、工程表より工事が遅延した場合は、遅延理由書を提出すること。</p> <p>(4) 工事完了後掘削等の特別の方法によらなければ形状、寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるよう写真撮影しておくこと。</p> <p>(5) この土地利用計画を廃止する場合は、廃止の届出を行うとともに工事により損なわれた公共施設等の機能の回復を図ること。</p>

(注) この通知の日から2年以内に工事に着手しない場合は、この通知書は失効します。

第6号様式

変更土地利用計画・指示事項意見書

指示がある場合、下記に記入願います。

申請者		
事業の種別・名称		
課名	指示事項及び意見	サイン

藤都承第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

変更土地利用計画指示事項通知書

藤枝市土地利用対策委員会において審議の結果、下記の指示事項がありましたので通知します。

なお、下記事項について解決又は協議すべき者との協議等が成立した場合には、変更土地利用計画指示事項回答書を提出してください。

開発区域の位置	
事業の種別・名称	

記

(注) この通知の日から3年以内に回答書を提出してください。3年を過ぎますとこの通知は失効します。

変更土地利用計画指示事項回答書

年 月 日

藤枝市長 様

住 所

申請者

氏名又は名称

(電話番号:)

年 月 日付藤都承第 号の指示事項について、次のとおり回答いたします。

指 示 番 号	指 示 担 当 課	指 示 事 項 の 内 容	協 議 内 容	協議事項に対する事業者の措置内容	協議年月日及び協議担当者氏名

(注) 協議の結果、当初計画に変更がある場合は、変更内容がわかる図面等添付すること。

土地利用計画変更承認通知書

藤都承第 号	
年 月 日	
様	
藤枝市長 印	
<p>年 月 日付けで申請があった下記の土地利用計画の変更については、藤枝市土地利用対策委員会において承認したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
事業の種別・名称	
施行場所	藤枝市
承認年月日	年 月 日 藤都承第 号
変更内容	
承認に付した条件	<p>(1) 変更承認申請書及び指示回答書の内容は、遵守し、履行すること。</p> <p>(2) 法令等に基づく許認可等の手続きがある場合は、工事着手前に実行すること。</p> <p>(3) 工事着手に当たっては、あらかじめ着手届に工事工程表を添付して提出すること。なお、工程表より工事が遅延した場合は、遅延理由書を提出すること。</p> <p>(4) 工事完了後掘削等の特別の方法によらなければ形状、寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるよう写真撮影しておくこと。</p> <p>(5) この土地利用計画を廃止する場合は、廃止の届出を行うとともに工事により損なわれた公共施設等の機能の回復を図ること。</p>

(注) この通知の日から2年以内に工事に着手しない場合は、この通知書は失効します。

土地利用計画・工事完了検査結果報告書

下記の土地利用事業の工事完了検査を実施した結果を報告します。

記

承認年月日	年 月 日	着手年月日	年 月 日	
		完了年月日	年 月 日	
事業者		検査年月日	年 月 日	
		課 名	部 長	課 長
施行場所				
事業の 種別・名称		検査した職員		
検 査 結 果				
No.	手直事項			
No.	指示事項			

藤都承第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

土地利用計画工事完了検査結果通知書

年 月 日付けで工事完了届があった土地利用計画について検査した結果を下記のとおり通知します。

なお、下記事項が完了した場合は、手直事項（指示事項）完了報告書を提出してください。

開発区域の位置	藤枝市
事業の種別・名称	

記

手直工事（指示事項）完了報告書

		年	月	日
藤枝市長	様			
	報告者	住	所	
	氏	名		
年 月 日付けで通知のありました手直事項・指示事項が下記のとおり完了しましたので報告します。				
記				
1	施行場所			
2	完了検査年月日	年	月	日
3	手直事項			
4	指示事項			
5	手直（指示事項）	年	月	日
	完了年月日			

(注) 添付図書

- 1 手直工事箇所的位置図（土地利用計画図を利用すること。）
- 2 工事前及び工事完了後の写真

土地利用計画工事の検査済証

様	藤都承第 号 年 月 日
	藤枝市長 印
下記の土地利用計画に関する工事は、 年 月 日検査した結果、藤枝市土地利用対策委員会において承認した内容どおり履行されていることを確認したので通知します。 記	
事業の種別・名称	
施行場所	藤枝市
土地利用対策委員会承認年月日	年 月 日 藤都承第 号
備考	